

# 令和元年度農薬危害防止運動実施細則

## 1 県が実施する事項

### (1) 健康福祉部、環境部及び農政部が実施する事項

- ア この運動の企画及び推進に当たる。
- イ 長野県公式ホームページを通じ、県民に対しこの運動のための記事を掲載する。
- ウ 新聞等を通じ、この運動の趣旨の周知を図るため、報道機関に協力を求める。
- エ 毒物劇物取扱業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を対象に農薬適正使用研修会を開催し、危害防止について啓発する。
- オ 医療機関等に対し、農薬の中毒時の症状及びその応急措置等の情報を提供し、農薬事故発生時の処置体制を万全にする。

### (2) 保健福祉事務所（保健所）、地域振興局、病害虫防除所及び農業改良普及センターが実施する事項

- ア 「農薬危害防止運動実施中」の看板を掲示する。
- イ 管内を巡回し、危害防止について啓発する。
- ウ 農業者や防除業者等の農薬使用者及び農薬使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）に対し、別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」及び別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」の周知徹底を図り、不注意に起因する事故や農薬の不適正使用を未然に防止する。

エ 農薬使用者のほか、毒物劇物営業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を対象に、農薬取締法や毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売及び使用の取締り並びに使用基準に違反した農薬の使用に対する指導及び取締りを徹底するとともに、農薬の保管管理、処分等に関し、その適切な取扱いについて指導する。

特にゴルフ場関係者に対しては、「ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱」（平成元年2月9日付け長野県告示第93号）の周知徹底を図る。

また、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

なお、立入検査の実施に際しては、各担当部局が相互に連携し情報の共有化を図る。

オ 農薬使用者等に対し、住宅地等の周辺において農薬を使用するときは、「住宅地等における農薬使用について（通知）」（平成25年5月10日付け25水大第52号・25農技第84号環境部長、農政部長通知）の趣旨を十分理解し、農薬の飛散が周辺住民に健康被害を及ぼすことがないように、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に十分な時間的余裕をもって書面、看板等により幅広く周知を行うなど、周辺住民に対して配慮するよう指導する。

カ 農薬使用者に対し、現地混用に関する注意事項等の情報提供に努めるとともに、農薬の現地混用を行う場合には、当該注意事項の遵守等使用方法に係る指導の徹底を図る。

キ 農薬使用者に対し、適用のない作物に誤って農薬を使用することがないように、必ず使用前にラベルを確認するとともに誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意するよう指導する。

ク 有人ヘリコプターによる農薬散布については、昭和44年7月10日付け44薬第202号「農薬の空中散布に伴う危害防止について（通知）」（県報）により、指導を行う。

なお、無人航空機による農薬散布については、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「長野県無人航空機利用空中散布等作業指導要領」（平成 30 年 2 月 23 日付け 29 農技第 525 号農政部長通知）により、実施者に対して指導を行う。

ケ 農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、「平成 30 年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成 30 年 7 月 17 日付け 30 農技第 241 号、30 園畜第 438 号農政部長通知）により、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、これら関係者が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行うこと等を指導する。

コ 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、必要に応じて農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質調査等を行い、農薬使用者等の指導に活用する。

## 2 市町村が実施する事項

ア 市役所、町村役場その他管内の適当な場所に「農薬危害防止運動実施中」の看板を掲示する。

イ 市町村の広報紙、公民館報等により、この運動の趣旨及び別記 1 「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」及び別記 2 「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」並びに住宅地周辺等において農薬を使用する際に配慮すべき事項の周知を図り、農薬使用者の不注意に起因する事故及び農薬の不適正使用並びに農薬の飛散による周辺住民への健康被害を未然に防止する。

ウ 不用になった農薬及び空容器の適正な処分について指導を行う。

## 3 医師会が実施する事項

今後の事故防止対策に反映させる等の観点から、医療機関が農薬にかかる中毒患者を処置した場合、事故内容等を保健福祉事務所（保健所）へ速やかに報告するよう努める。

## 4 薬剤師会、植物防疫協会、農業協同組合、農薬協同組合及び農業共済組合が実施する事項

ア 販売店に「農薬危害防止運動実施中」の看板を掲示する。

イ 不用になった農薬及び空容器の適正な処分について指導を行う。

ウ 農薬を販売する際に、譲受人へ保管管理等の適切な情報提供を実施する。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず		えだまめ
2	いんげんまめ		さやいんげん
3	キャベツ		メキャベツ
4	ブロッコリー		茎ブロッコリー
5	しょうが		葉しょうが
6	しょうが		うこん
7	たまねぎ		葉たまねぎ
8	レタス		非結球レタス
9	トマト		ミニトマト
10	ピーマン		ししとう
11	だいこん		はつかだいこん
12	しそ		しそ(花穂)
13	やまのいも		やまのいも(むかご)
14	さくら		食用さくら(葉)
15	てんさい		かえんさい
16	メロン		漬物用メロン
17	すいか		漬物用すいか
18	とうもろこし(子実)	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく(花莖)	葉にんにく